

(趣旨)

第1条 学校法人札幌大学が設置する学校(以下「本学」という。)における遺失物の取扱いに関しては、法令又は法令に基づく特別の定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

(取扱部局)

第2条 本学構内における遺失物に関する取扱いは、学生支援課が行う。

(遺失物の処理)

第3条 学生支援課は、拾得物の届出を受けた場合、拾得物台帳(様式第1)、遺失物処置簿(様式第2)に所要事項を記載し、拾得物預り書(様式第3)を交付する。ただし、拾得者が拾得物に関する一切の権利を放棄した場合は、この預り書を交付せず、遺失物処置簿にその旨を明記し、署名させる。

2 拾得物は遺失者が容易に確認できる公示及び学生支援課内拾得物ケースに展示し保管する。ただし、公示は、備え付けの拾得物台帳を閲覧させることにより代えることができる。

(所持禁止物等の処理)

第4条 遺失物法(平成18年6月15日法律第73号)第4条第1項の規定に該当するものについては、学生支援課長の指示を受けて、直ちに所轄警察署に引き渡す。

(遺失物の保管)

第5条 遺失物は、安全にしかも処理番号を付すなどして保管する。ただし、保管に適しないと認められるものについては、その都度学生支援課長の指示を受けて処理する。

(遺失物の返還)

第6条 学生支援課は、遺失者から物件の返還を求められた場合、学生証等により遺失者であることを証明させ、拾得物台帳及び遺失物処置簿に所要事項を記載のうえ署名させる。

2 遺失者の明らかな拾得物については、掲示、書面、電話等により通知し返還する。

(報労金)

第7条 報労金については、遺失者と拾得者との話し合いに一任する。

(遺失物の公示、展示期間)

第8条 拾得物は、本学において5日間公示、展示し、この期間に遺失者が判明しない場合は、拾得物の届出を受けた日から7日以内に所轄警察署に提出する。

2 貴重品については、前項を適用し処理する。

3 さ細なものについては、本学において拾得物の届出を受けた日から14日間展示し、その後3か月を経過しても遺失者が判明しない場合は、学生支援課長の指示を受けて処理する。

(保管期間満了後の遺失物の処理)

第9条 法定保管期間(3か月14日)を満了した遺失物は、廃棄処分を妥当とするものを除き、原則として拾得物預り書と引き換えに拾得者に引き渡す。

(拾得物の所有権)

第10条 拾得者は、遺失物の法定保管期間満了後、拾得物の所有権を得ることができ、その日から2か月以内に当該物件を受領しなければ所有権を失う。

2 拾得者が拾得に関する一切の権利を放棄した場合は、本学を拾得者とする。

(職員拾得の場合の帰属)

第11条 本学職員が本学構内において、遺失物を拾得した場合は、遺失物の諸権利は本学に帰属する。

(遺失物の処理方法)

第12条 本学が所有権を得た物件は、次に掲げる方法により処理することができる。なお、そのいずれかの選択は、学生支援課長の判断により決定する。

- (1) 学生への払下げ
- (2) 施設への寄付
- (3) 災害地への寄付
- (4) その他

附 則

この要領は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。